

従業員が作業中に新型コロナウイルスに感染した場合、又は業務に伴い濃厚接触者と判定された場合等の取り扱いについて

第1 従業員が新型コロナウイルスに感染した場合

都道府県知事が行う就業制限による休業であり、感染拡大防止のため、感染した従業員は休業とし、保健所の指示に従うことになる。

また、区域の消毒、濃厚接触者の調査、関係各方面への連絡等を早急に行うことになる。

この場合の従業員の休業については、個別の事案ごとに業務の実情を調査し、業務との関連性（業務起因性）が認められる場合には、作業に起因して感染したものであると認められ、労災保険の給付対象となる。

なお、この時の休業については、都道府県の知事が行う就業制限のため「使用者の責めに帰すべき事由による休業」には該当しないと考えられるので、会社が休業手当を支払う義務はないことになる。

第2 当該従業員の行動確認

社内等就業場所での濃厚接触者を特定し、また、感染経路を確認するため、事務連絡第6号により作成することとした「従業員行動記録表」により当該従業員の行動確認を行う。

第3 当該従業員の職場復帰

職場復帰の時期は、本人の症状が消失したかどうか確認し判断することになるが、「発症から14日経過、症状の完全な消失から72時間の経過」を目安として検討することになる。

なお、念のため自宅待機期間（在宅勤務等で1週間程度）をさらに延長したり、体調の回復状況等を確認しながら慎重に職場復帰を検討する必要がある。

第4 従業員が濃厚接触者と判定された場合

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の要請に基づき、感染拡大を防ぐため従業員は14日間の自宅待機となる。

この場合の賃金は、行政からの要請（指示）によるため、「使用者の責めに帰すべき事由による休業」ではないため、会社は休業手当を支給する必要はなく労災保険の給付申請を行うこととなる。

※濃厚接触者

陽性者の感染可能期間（発症前 2 日から隔離開始まで）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- ・ 陽性者と同居又は長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者。
- ・ 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護若しくは介護していた者。
- ・ 陽性者の気道分泌液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ・ 手で触れることのできる距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と 15 分以上接触（会話等）があった者。

以上

株式会社ロータス